

資料 2

住基法改正等に関する 主な論点（その2）

住基法改正等に関する主な論点（その2）

○ 現行の事務処理要領上、「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない」としているが、外国人住民の氏名のよみかたの表記についても、同様の取扱いとすることによいか。

○ 外国人住民の通称名については、当該外国人住民の希望を踏まえ、備考欄に記載することができることとするによいか。

また、その住民票の写し等の交付については、備考欄一般の取扱いとして、プライバシーに係る事項が含まれていること等から、原則として記載を省略することが適当であるが、本人等による請求の場合は、通称名の記載を希望する旨の特別な請求があれば、記載して交付することが可能としてよいか。

さらに、備考欄の記載事項は、これまで転出証明書に記載することとしていないが、通称名の情報を引き継ぐため、転出証明書の備考欄に記載することとしたらどうか。または、転入先市町村から転出元市町村に照会することとしたらどうか。

○ 外国人住民に係る住基カードの有効期間は、適法に在留することができる期間に係る定期の在留期間等が決定されている外国人住民については、在留期間等の満了の日と一致させることによいか（特別永住者及び永住者は日本人と同様10年）。

※ 在留カードの有効期間は永住者の場合であっても7年であり、16歳未満の者については16歳の誕生日になる場合もあるため、在留カードの有効期間と一致させるわけではない。